

沖縄県被災建築物応急危険度判定要綱

平成 22 年 11 月 15 日 制定

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、沖縄県地域防災計画に基づき、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）

判定を実施するために市町村災害対策本部の下に設置される組織をいう。

なお、実施本部の業務については、別途市町村が定める「市町村実施本部業務マニュアル」を参照のこと。

3 応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）

市町村が実施する判定を支援するため、県災害対策本部の下に設置される組織をいう。

なお、支援本部の業務については、別途県が定める「沖縄県支援本部業務マニュアル」を参照のこと。

4 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

第1項の判定業務に従事する者として、沖縄県被災建築物応急危険度判定士登録要綱に基づき知事の認定を受け、登録した者及び他県からの応援者をいう。

なお、判定士の業務については、全国被災建築物応急危険度判定協議会の「判定士業務マニュアル」を参照のこと。

5 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）

判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。なお、判定コーディネーターの業務については、全国被災建築物応急危険度判定協議会の「判定コーディネーター業務マニュアル」を参照のこと。

第3 震前対策

1 知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について予め定める場合は、必要な助言をすることができる。

2 県は、判定士及び判定コーディネーター（以下「判定士等」という。）の養成を行うものとする。

3 県は「沖縄県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」に基づき、判定士の登録を行うものとする。

4 県及び市町村は、所定の判定資機材を備蓄するものとする。

- 5 市町村は実施本部の体制について、また、県は支援本部の体制について、予め整備しておくものとする。
- 6 県及び市町村は、建築関係団体等の協力を得て、判定に関する講習会の開催、訓練等の実施に努めるものとする。

第4 判定の実施

- 1 市町村長は、その区域において地震により、多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、判定の実施を決定し、直ちに実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村長は、判定実施のための支援を知事に要請することができる。
- 3 知事は、地震の発生により、多くの建物が被害を受けた場合、又市町村から支援の要請があったときは、支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。
- 4 県は、市町村の実施本部と協議のうえ、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士の速やかな確保に努めるものとする。
- 5 判定活動における判定士等の参集・移動の方法、宿泊施設の確保、その他必要な具体的な事項については、「市町村実施本部マニュアル」及び「沖縄県支援本部マニュアル」による。

第5 県と市町村の連絡調整等

- 1 市町村長は、実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとする。
- 2 市町村の実施本部長は、知事が支援本部を設置したときは、現地の被害状況を隨時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整するものとする。

第6 判定実施計画及び判定支援計画の策定等

- 1 実施本部の市町村においては、「市町村実施本部マニュアル」により、判定対象区域や判定方法等を定めた判定実施計画を作成するとともに、判定のための実施体制を整備する。
- 2 支援本部の県においては、「沖縄県支援本部マニュアル」により、実施本部で策定された判定実施計画に基づき、支援実施計画を作成するとともに、判定のための支援体制を整える。

第7 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国被災建築物応急危険度判定協議会の「判定士業務マニュアル」による。

第8 国及び他都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

- 1 知事は、被害が大規模であること等により、国及び他の都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び他の都道府県に対し、必要な支援を要請するものとする。
- 2 知事は、国土交通大臣及び他の都道府県知事から判定に関する支援要請があった場合は、支障がない限り必要な支援に努めるものとする。

第9 応急危険度判定活動等における補償

民間の応急危険度判定士等が当該判定活動又は当該訓練活動により死亡し、負傷し若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、県は、市町村と協力して、全国

被災建築物応急危険度判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担する。

第10 その他

- 1 この要綱は、県及び市町村に災害対策本部が設置されることを前提としているが、災害対策本部が未設置の場合であっても、市町村長が判定の実施が必要であると判断し、知事に対して支援を要請したときは、県は必要な支援を行うものとする。
- 2 県及び市町村は、相互支援等について事前に調整するとともに情報交換を行い、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年11月15日から施行する。